

利用者支援事業（母子保健型）としての 出産・子育て応援事業（ゆりかご TAMA）開始について

1 背景

- 「少子化社会対策大綱」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「子育て世代包括支援センター（※）」を平成 32 年度目途に全国展開の方針が示される。
- 子育て世代包括支援センターは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プラン策定や地域の保健医療または福祉に関する機関との調整を行い、母子保健施策と子育て施策の一体的な提供を通じて包括的な支援を行うことが求められている。

※子育て世代包括支援センターとは「妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援」を確保する機能を持つ仕組みをさす。（機能別に複数の場所で実施も可）

2 出産・子育て応援事業（ゆりかご TAMA）開始

- 国では、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業としての利用者支援事業に、子育て世代包括支援センター整備を進めるにあたり、平成 27 年度より「母子保健型」が新設された。
- 利用者支援事業（母子保健型）については、保健師等の専門職がすべての妊婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定することにより妊産婦等に対し決め細やかな支援を実施することとされ、本市としても、平成 29 年度より、利用者支援事業（母子保健型）としての出産・子育て応援事業（ゆりかご TAMA）を開始した。

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 > 実施市町村数: 525市区町村(1, 106か所)(平成29年4月1日現在) > 平成32年度(2020年度)末までに全国展開を目指す。
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。

